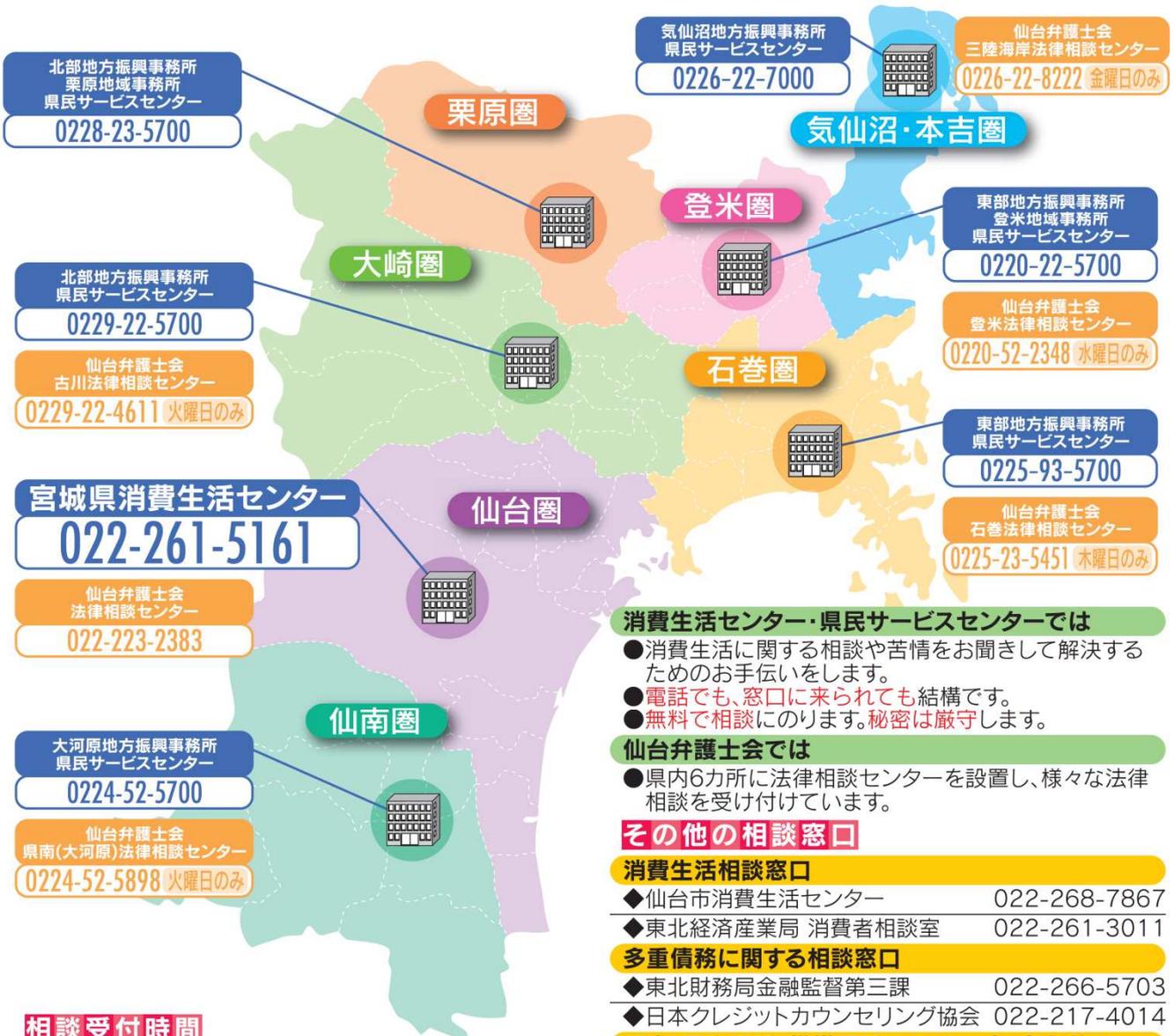


困ったとき、わからないときは…

# 消費生活センター 県民サービスセンター

# 相談 日しよう!



**消費生活センター・県民サービスセンターでは**

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

**仙台弁護士会では**

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

### その他の相談窓口

#### 消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

#### 多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

#### 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

### 相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00  
土・日 9:00~16:00  
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00  
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

- ◆急増するスマートフォントラブル
- ◆増加する自転車事故について
- ◆困ったときは、消費者ホットライン

1 January  
月

第23号

## 急増するスマートフォントラブル

宮城のお正月の風物詩と言え、仙台初売りがありませんね。皆さんは何か購入されますか？(購入されましたか？)

中には、初売りで今話題のスマートフォンを買う方もいらっしゃると思います。

スマートフォンは、パソコンのように多様なウェブサイトにアクセスしたり、アプリケーションソフトをダウンロードして利用者が機能の追加をすることができるため、近年急速に普及が進んでいます。その一方、スマートフォンの特性についての情報が消費者に十分行き渡っていないせいか、様々なトラブルが生じています。

宮城県消費生活センターにも、「携帯電話だと思い購入したが、機能がかなり異なっていた。解約したい。」といった相談が寄せられています。

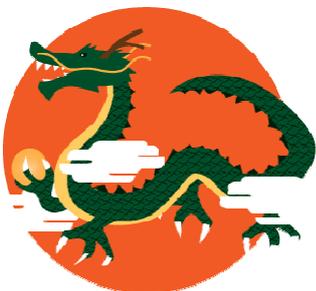
今回は、相談の傾向と、トラブルに遭わないための注意点を御紹介します。

### 相談の傾向

- 不具合・故障が頻発。
- すぐ電池がなくなる。
- メールやインターネットをあまり利用していないのに、パケット料金が上限になる。
- 通信制限があり、動画が見られない。

### トラブルに遭わないための注意点

- ① 機器に不具合が起きたときは、症状を確認し携帯電話会社のショップなどへ伝えましょう。
- ② アプリケーションソフトをダウンロードする際は内容をよく理解しましょう。
- ③ 海外に持って行く場合は、料金体系と端末の設定を事前に確認しておきましょう。



# 増加する自転車事故について

通勤や通学、レジャーなど、生活の一部になっている自転車。特に3月の大震災で、移動手段としての自転車の重要性が再認識されました。

一方、自転車による事故は跡を絶たず、死亡事故や重傷事故など被害が大きくなるケースも少なくありません。

独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）製品安全センターに通知された製品事故情報のうち、自転車等の事故は、平成18年度から平成22年度の5年間に540件ありました。この件数は、交通事故を除いたもので、「製品の不具合による事故」や「使用者の不注意による事故」の件数を積み上げたものです。

事故の内容について調査したところ、次のような事故が多く発生していました。



- 下り坂や曲がり道等でバランスを崩して転倒した。
- 締付不足により、部位（ハンドル、ペダル・クランク、スポーク車輪等）の固定ボルトが緩んだため操作不能になった。
- 転倒等の衝撃により、亀裂が生じ、繰り返しの荷重によって折損した。
- 車輪に異物・泥よけを巻き込んだ。
- 過大な衝撃や荷重によって破損した。

自転車等の事故は年々増加傾向にあり、平成19年度には90件だった事故発生件数は、平成22年度には166件にも上りました。また、死亡事故や重傷事故につながるケースも発生しています。

自転車を運転する際は、交通ルールを守ることはもちろん、日常の点検や整備を行い、危険な事故の回避に努めましょう。

## ⚠ 事故防止のために

- ◆ 車体に傘やステッキ、釣り竿などを差し込んだり、吊り下げないでください。ハンドルに買い物袋等をぶらさげるのも危険です。
- ◆ フレームや前ホーク等の部品にガタつきやひび割れなどがなければ、また前輪・後輪が固定されているか、ネジにゆるみはないか等の「日常点検」を必ず行ってください。
- ◆ 使用を始めて1年未満の自転車で事故が多く起こっています。慣れるまで注意して運転操作をしてください。
- ◆ 「初回点検」及び「定期点検」を受けてください。長い間、乗っていない時や転倒など強い衝撃が自転車に加わった際も、必ず点検を受けてください。



# 困ったときは、消費者ホットライン

消費者ホットラインは、消費生活センターなどの消費生活相談窓口を御存知ない消費者の方に近くの消費生活相談窓口を案内するもので、消費者庁が開設しました。年末年始を除いて、原則として毎日利用できます。

消費生活相談でどこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに消費者ホットラインを御利用ください。詳細については、消費者庁のホームページを御覧ください。

 **消費者ホットライン** 

# 0570-064-370

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！

 **おかけになる前に、お住まいの郵便番号をご確認ください** 

 **0570-064-370** ※PHS、IP電話、プライベート式携帯電話はご利用いただくことができません。

**利用料金**

ガイダンスが流れている間は、通話料金はかかりません。

相談窓口へつながった時点から通話料金をご負担いただけます。  
※電話番号及び受付時間の案内ガイダンスも電話料金はかかりません。

**①郵便番号がわかる**

お住まいの郵便番号を入力

ご案内先を選択する場合  
⇒ ガイダンスに沿って入力  
「〇〇市窓口を選択される方は1を、  
△△県窓口を選択される方は2を・・・」

身近な消費生活に関する相談窓口  
市区町村の消費生活センターや相談窓口、もしくは都道府県の消費生活センターをご案内いたします。また、土日祝日は市区町村、都道府県の開所しているセンターに、開所していない場合には国民生活センターをご案内いたします。  
※一部の相談窓口では、ガイダンスにより電話番号及び受付時間のご案内をいたします。

**②郵便番号がわからない**

固定電話の場合      携帯電話の場合

お住まいの地域を選択  
「お住まいの地域を選択してください。  
〇〇市は1を、△△市は2を・・・」

ご案内先を選択する場合  
⇒ ガイダンスに沿って入力  
「〇〇市窓口を選択される方は1を、  
△△県窓口を選択される方は2を・・・」

(平日) 都道府県センター  
(土日祝) 都道府県センター、国民生活センターなど

## 年末年始におけるセンター業務休止のお知らせ

宮城県消費生活センターは、12月29日（木）から1月3日（火）まで、業務を休止いたします。電話での相談対応もお休みです。御了承ください。

